

火災予防対策のあり方検討会（第2回）

議事次第

日時：令和4年11月28日（月）
14：00～

場所：消防局庁舎3階「警防本部室」

1 開会

2 構成員紹介

3 座長挨拶

4 議事

- (1) 法的義務のない事業所に対する規制のあり方について
- (2) 今後の火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について
- (3) 一時的な休業店舗の再開時の防火指導について
- (4) 老朽化した空き店舗等の漏電火災対策について

5 閉会

【配付資料】

資料1 「火災予防対策のあり方検討会」構成員

資料2 第1回検討会 会議要旨

資料3 木造商店街密集地域等における火災予防対策（たたき台）

資料4 一時的な休業店舗の再開時の防火指導（たたき台）

資料5 老朽化した空き店舗等の漏電火災対策（たたき台）

参考1 「まちづくり」の視点での市場や商店街における防火対策について

参考2 「消防法」と「北九州市火災予防条例」の目的

参考3 防火管理制度について

参考4 消防用設備等の設置について

「火災予防対策のあり方検討会」構成員

(◎：座長、○：副座長)

所 属	氏 名
東京理科大学総合研究院 火災科学研究所 教授	◎小林 恭一 (こばやし きょういち)
総務省消防庁消防研究センター技術研究部 大規模火災研究室 主幹研究官	○鈴木 恵子 (すずき けいこ)
九州大学大学院人間環境学研究院 都市・建築学部門 准教授	志賀 勉 (しが つとむ)
一般財団法人日本消防設備安全センター 企画研究部違反是正支援センター 次長	宇津澤 弥生 (うつざわ やよい)
旦過市場商店街 会長	黒瀬 善裕 (くろせ よしひろ)
八幡商店組合連合会 会長	藤原 武志 (ふじわら たけし)
北九州市八幡東消防団 副団長	内村 美由紀 (うちむら みゆき)
大学院生	益満 由紀 (ますみつ ゆき)

会 議 要 旨

- 1 会 議 名 火災予防対策のあり方検討会
- 2 会 議 種 別 市政運営上の会合
- 3 議 題 木造商店街密集地域等における火災予防対策のあり方
- 4 開 催 日 時 令和4年10月24日（月）
15時30分 ～ 17時15分
- 5 開 催 場 所 北九州市消防局 3階 警防本部室
（北九州市小倉北区大手町3番9号）

6 出席者氏名

（構成員：敬称省略）

東京理科大学総合研究院火災科学研究所 教授 小林 恭一

総務省消防庁消防研究センター技術研究部大規模火災研究室

主幹研究官 鈴木 恵子

九州大学大学院人間環境学研究院都市・建築学部門

准教授 志賀 勉

一般財団法人日本消防設備安全センター企画研究部違反是正支援センター

次長 宇津澤 弥生

旦過市場商店街

会長 黒瀬 善裕

北九州市八幡東消防団

副団長 内村 美由紀

（オブザーバー）

産業経済局 地域経済振興部 商業・サービス産業政策課 1名

建築都市局 指導部 建築指導課 1名

建築都市局 都市再生推進部 空き家活用推進課 1名

（事務局）

北九州市消防局予防部

7 非公開の理由

北九州市情報公開条例第 7 条第 1 号（個人情報）に該当する事項が含まれるため。

8 議事概要

第1回目では、本検討会の開催に至った経緯等について、構成員に共通認識を持ってもらうため、事務局から次の事項について説明を行った。

(1) 火災予防対策のあり方検討会について（資料2）

本検討会の目的、検討会の位置づけ、テーマ、検討事項及びスケジュールについて説明を行った。

(2) 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要について（資料3）

2度の旦過地区火災及び枝光本町商店街火災の概要説明を行った。

(3) 本市の火災予防対策の現状について（資料4、資料5）

平素から行っている火災予防対策及び令和4年度の市場・商店街火災後の緊急的な対策について説明を行った。

(4) 他都市における先進的な火災予防対策について（資料6、資料7）

名古屋市消防局及び京都市消防局が取り組んでいる市場・商店街や飲食店に対する火災予防対策について説明を行った。

(5) 次回以降の検討事項について（資料8）

第2回検討会及び第3回検討会での検討事項について説明を行った。

9 会議経過

（発言内容）

(1) 火災予防対策のあり方検討会について

構成員の発言なし。

(2) 旦過地区火災・枝光本町商店街火災の概要について

<構成員>

旦過地区火災では、119番自動火災通報システムによる通報があったのか。その効果は。

（事務局）

旦過地区火災では、旦過市場に設置している119番自動火災通報システムからの通報がっており、効果があったと判断される。

(3) 本市の火災予防対策の現状について

<構成員>

平成28年度から119番自動火災通報システムを設置し、木造市場の対策を取ってきているが、今回の火災を踏まえると、更なる対策強化の必要性が生じている。

<構成員>

119番自動火災通報システムによる直接通報の形は、非常に先進的な取り組みであると思う。今後とも普及に取り組んでいただきたい。

<構成員>

4月の巨過地区火災後の特別査察の指導状況は。

(事務局)

特別査察では、消防法違反のある飲食店に対して、違反を是正するように指導をおこなっている。是正に時間を要する場合は、改修計画書を提出するよう指示し、継続して指導を行っている。

(4) 他都市における先進的な火災予防対策について

<構成員>

事務局が説明した火災予防対策の事例は、行政主導（名古屋市）と地域主導（京都市）であり、北九州市はどちらの方向性で考えているのか。

(事務局)

理想は、地域が一体となって、自主的・主体的に取り組むことである。一方で、すぐに実行できることではないので、行政主導で地域が一体となって取り組める環境を作っていくことが大切であると考えている。

<構成員>

高齢化が進むと地域が自主的・主体的に取り組むことが困難になってくる。そのような中で、行政主導の火災予防対策を進めていかざるを得ないので、消防局の負担も増加すると思われる。

<構成員>

確実に初期消火ができるためには、消火訓練で本物の火を消す経験が非常に効果的である。これは、本物の火を消す訓練をした本人だけでなく、その様子を見ている人にも効果的であることが分かっている。実際に火を使って消火訓練をすることを視野に入れているか。

(事務局)

時間的、場所的な制限により困難な場合も多いが、実際に火が使える環境を整えば、実践的な訓練を実施したい。

<構成員>

店舗の所有者等の意識を高めることが重要である。東京都新宿区歌舞伎町では、平成13年に発生した歌舞伎町雑居ビル火災を契機に、警察、消防、建築部局等が一斉に合同査察を実施している。この一斉に連携して実施するということが、意識を高めることに非常に効果があったので、参考にしてほしい。

(5) 次回以降の検討事項について

<構成員>

市場・商店街の火災対策の問題については、火災予防や初期消火も重要であるが、一方で、都市計画やまちづくり等の観点から、市全体で防火対策を検討していくことも必要である。今後、北九州市はこの問題に対して、まちづくりの視点から、どのようにしていくのか、次回に見解を聞かせていただきたい。

10 問い合わせ先

消防局予防部予防課予防係

電話番号 093-582-3836

木造商店街密集地域等における火災予防対策(たたき台)

～法的義務のない事業所に対する規制、火災予防啓発・防火指導及び消火訓練のあり方について～

対策案		内 容
防火指導の強化	火災予防啓発の内容充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 厨房に掲示できる「防火対策を見える化したシート」を作成し、飲食店に配付する。 ・ 厨房の防火チェックリストを作成し、飲食店に配付する。 ・ 飲食店の火災事例に特化したリーフレットを作成し、配付する。 ・ 消火器の操作が困難な高齢者でも容易に使用でき、天ぷら油火災に高い効果を発揮するエアゾール式簡易消火具を普及させる。 ・ 木造商店街密集地域の飲食店関係者を集めた防火講習会を開催する。 ・ 木造商店街密集地域で、火災予防を呼びかける放送を毎日定時に流す。 ・ 「(仮称) 市民一斉防火確認の日」を定め、市民が一斉に身の回りの防火チェックを行う機運を高める。 ・ 市場商店街における災害図上訓練 ((仮称) I-DIG) を行う。
	防火指導の回数増と きめ細かな指導	<ul style="list-style-type: none"> ・ 防火指導員による、きめ細かな防火指導を継続して行う。 ・ 火災危険度の調査を行い、その結果に基づく「トリアージ判定(優先度の決定)」を行う。危険度が高いと判定した飲食店に対しては、防火指導の回数増ときめ細かな指導を続ける。
	消火訓練の内容充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 本物の消火器を使った訓練を行う。 ・ 消火訓練用装置を使って実際に燃えている火を消す訓練を行う。 ・ VRを活用した疑似体験型の訓練を行う。 ・ 訓練実施のインセンティブとして、消防局の認証マーク(シール等)を交付する。
防火対策の強化	自主防火管理体制の構築	木造商店街密集地域にある木造飲食店に対し、「防火管理者」を選任するよう指導する。 (【防火管理者について】) <ul style="list-style-type: none"> ・ 選任義務(飲食店): 収容人員30人以上 ・ 防火管理者の業務: 消火訓練の実施や、消防設備の点検・整備など防火管理上必要な業務を行う。
		木造商店街密集地域にある木造飲食店に対し、「防火管理講習」を受講するよう指導する。 (【防火管理講習について】) <ul style="list-style-type: none"> ・ 内 容: 防火管理の知識習得を目的とする講習(防火管理者になるために必要な講習) ・ 講習期間: 約10時間(2日間)
	火災の早期発見	木造商店街密集地域にある木造飲食店に対し、「住宅用火災警報器」を設置するよう指導する。
	初期消火の自動化	木造商店街密集地域にある木造飲食店に対し、「スプリンクラー設備」や「厨房用簡易型自動消火装置」を設置するよう指導する。 (スプリンクラー設備: 飲食店は、建築物の延べ面積6,000㎡以上に設置義務あり。 厨房用簡易型自動消火装置: 厨房設備の最大消費熱量350kw以上に設置義務あり。(一般家庭用コンロの最大消費熱量: 約10kw))

一時的な休業店舗の再開時の防火指導（たたき台）

経過・課題	4月の旦過地区火災で被災し、一時的に休業している店舗の土地と建物の所有者に対し、営業再開する時は、消防に連絡するよう伝えていたが、営業再開の連絡はなく、8月に同地区で2度目の火災が発生した。
たたき台	①火災により被災し、一時的に休業せざるを得ない店舗に対し、「営業を再開する場合には、必ず消防へ連絡すること」を、所有者、占有者等の関係者すべてに周知徹底する。
	②上記①の店舗に対して、消防局が積極的に連絡・訪問を行い、実態の把握と営業再開時の防火指導を行う。

老朽化した空き店舗等の漏電火災対策（たたき台）

経過・課題	<p>10月に発生した枝光本町商店街の火災では、5つの空き店舗を含めた9店舗が焼損した。店舗建物の壁はトタン板で覆われ、壁内にラス（モルタルの下地となる金網）が使用されていたことから、漏電も火災原因のひとつと考えられる。</p> <p>漏電火災は、屋外の電線や屋内の配線の劣化・破損などにより、本来電気が流れる配線以外の場所に流れることで発生する。外観上、漏電していることを判断するのは難しい。</p>
たたき台	<p>①ソフト対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・電気事業者等に依頼し、定期的な点検を実施するよう指導する。 ・漏電対策の現状や注意点などを学ぶ講習会を開催する。 <p>②ハード対策</p> <ul style="list-style-type: none"> ・劣化や破損のおそれのある電線や配線を交換するよう指導する。 ・漏電遮断器や漏電の有無を監視する機器（漏電火災警報器等）を設置するよう指導する。

「まちづくり」の視点での市場や商店街における防火対策について

【 災害に強い「まちづくり」に向けて 】

- ◇火災をはじめとする災害に強いまちづくりを進めるため、「都市計画」や「立地適正化計画」等により、住宅・商業・工業等各地域の大枠を定め、居住・商業・公共交通等の都市機能を誘導。
- ◇これら防災のまちづくりに加え、建築物自体を災害に強いものにするためには、建物が古い現状のままでの支援は困難であり、防災面からのリニューアルが必要。

【 防火のための「まちづくり」(防火地域等)】

- ◇市街地における建築物の不燃化を図り火災を防止することを目的に、建物が密集した火災危険率の高い区域等を、都市計画法の「防火地域」及び「準防火地域」に指定し、防火のまちづくりを誘導。
- ◇今後、市場や商店街の建替や改修の際に、地域全体として耐火建築物としていきたいという機運が高まれば、新たに防火地域等に追加指定し、防火機能を高めていくことは可能。

【 地域における防火対策の取組への支援 (市場等のリニューアル)】

- ◇市場や商店街のリニューアルに向けては、財産主体である地元地権者間の合意が不可欠。
- ◇そのうえで、防火機能向上を含めた「市街地再開発事業」や「土地区画整理事業」等の支援により、火災に強いエリアへのリニューアルが可能であるが、開発面積をはじめとする一定の要件を満たすことが必要なため、適用が限定される面もある。
- ◇現在、建築都市局では、商店街再生に向けた自主的な機運が高まった地域において、市も一緒になり勉強会を行っており、今後、防火の観点を含めた議論も予定している。

「消防法」と「北九州市火災予防条例」の目的

●**消防法**→国が定める消防に関する法律（全国）

*国会の表決を経て成立

- | |
|-------------------------------------|
| ①火災を予防・警戒・鎮圧し、国民の生命・身体・財産を火災から保護する。 |
| ②火災・地震等の災害による被害を軽減する。 |
| ③災害等による傷病者の搬送を適切に行う。 |



安寧秩序を保持し、社会公共の福祉の増進に資する

●**北九州市火災予防条例**→火災予防に関して北九州市が定めたもの（市）

*北九州市議会の表決を経て成立

*消防法の委任によるもの、又は北九州市独自のもの

火災予防条例の内容	消防法の根拠
①火を使用する設備の位置・構造・管理の基準	第9条
②住宅用防災機器の設置・維持に関する基準	第9条の2第2項
③指定数量未満の危険物等の貯蔵・取扱いの技術上の基準	第9条の4第1項
④指定数量未満の危険物等を貯蔵・取り扱う場所の位置・構造・設備の技術上の基準	第9条の4第2項
⑤消防用設備等の技術上の基準の付加	第17条第2項
⑥火災に関する警報の発令中における火の使用の制限	第22条第4項
⑦北九州市における火災予防上必要な事項	



火災を予防・警戒し、市民の生命・身体・財産を火災から保護する

防火管理制度について

1 防火管理制度とは

防火対象物（建物）の火災予防について、①国民の生命・身体・財産を火災から保護するとともに、②火災や地震に因る被害を軽減するために必要最小限度の義務（人的面における規制）を防火対象物の所有者・管理者・占有者に課している。

2 防火管理者の選任について

防火対象物（建物）の*1管理について権原を有する者は、*2資格を有する者のうちから防火管理者を定めなければならない。

*1 正当な管理権を有する者（建物の所有者や賃借人）

*2 都道府県知事が行う「防火管理講習」の課程を修了した者など

《防火管理者を選任しなければならない防火対象物の例》

防火対象物の用途	収容人員
特別養護老人ホーム・障害者支援施設	収容人員が10人以上のもの
飲食店・物品販売店舗・ホテル・病院	収容人員が30人以上のもの
共同住宅・学校・図書館・工場・事務所	収容人員が50人以上のもの

3 防火管理講習の内容

- (1) 防火管理の意義及び制度
- (2) 火気管理、施設・設備の維持管理
- (3) 防火管理に係る訓練及び教育、消防計画



防火意識・知識の向上

4 防火管理者が行う「防火管理上必要な業務」について

- (1) 消防計画の作成
- (2) 消防計画に基づく消火・通報・避難の訓練の実施
- (3) 消防の用に供する設備、消防用水又は消火活動上必要な施設の点検・整備
- (4) 火気の使用・取扱いに関する監督
- (5) 避難・防火上必要な構造・設備の維持管理、収容人員の管理

防火管理者が「防火管理上必要な業務」を行うことにより、
 ①国民の生命・身体・財産を火災から保護することができる。
 ②火災に因る被害を軽減することができる。

消防用設備等の設置について

1 「消防用設備等」とは

①火災を初期の段階で消し止め、②速やかに火災の発生を報知し、③避難を行わせ、又は④消防隊の活動に利便を提供するためのものであって、火災による被害の軽減を図るという消防の主要目的を達成するために不可欠のものである。

《消防用設備等の種類》

①	消火設備	消火器・スプリンクラー設備 など
②	警報設備	自動火災報知設備・非常警報設備 など
③	避難設備	避難器具・誘導灯 など
④	消火活動上必要な施設	連結送水管・非常コンセント設備 など

*防火対象物（建物）の火災予防について、①国民の生命・身体・財産を火災から保護するとともに、②火災や地震に因る被害を軽減するために必要最小限度の義務（物的面における規制）を防火対象物の所有者・管理者・占有者に課している。

2 消防用設備等の設置について

防火対象物の関係者（所有者・管理者・占有者）は、防火対象物の用途や規模に応じた消防用設備等を設置し、維持しなければならない。

3 飲食店に必要な消防用設備等の一例

消火器	火を使用する設備・器具を設ける場合は、原則設置
屋内消火栓設備	延べ面積700㎡以上のもの
スプリンクラー設備	延べ面積6000㎡以上のもの（平屋建てを除く）
自動火災報知設備	延べ面積300㎡以上のもの